

住宅ローンをご検討されているお客様へ

住宅金融支援機構提携 長期固定金利の住宅ローン

ヤマダフラット35

令和 2 年 6 月 適用金利のお知らせ

【ヤマダフラット35】

融資率(※1)90%以下及び借換の場合(フラット35PLUSと併用で100%までご融資可能※2)

ご融資金利(全期間固定金利)			融資事務手数料(税抜)※3 ご融資金額×
団信種別等	20年以下	21年以上35年以下	
新団信(一般)	年 1.22 %	年 1.29 %	1.10 %
新団信(夫婦連生)	年 1.40 %	年 1.47 %	
新団信(3大疾病)	年 1.46 %	年 1.53 %	
不加入	年 1.02 %	年 1.09 %	

【フラット35S】

【ヤマダフラット35】をお申込みのお客様が、省エネルギー性・耐震性等、質の高い住宅を取得する場合に【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

金利引き下げプラン	金利引き下げ期間	金利引き下げ幅
Aプラン	当初10年間	年▲0.25%
Bプラン	当初5年間	

【ヤマダフラットPLUS】

フラット35のご利用が建設費・購入価額に対して90%となる場合にフラット35と併せてご利用いただくことで残りの10%以内がご融資可能となる住宅ローン

ご融資金利(固定)	融資事務手数料(税抜)※3 ご融資金額×
年 2.80 %	2.00 %

※1 融資率とは建設費・購入価額に対して、フラット35のお借入額の占める割合をいいます。


※2 合算上限金額は、8000万円となります。

※3 融資実行日時点での消費税率が適用されますので、ご注意ください。

YAMADA ファイナンスサービス

株式会社ヤマダファイナンスサービス 〒370-0841 群馬県高崎市栄町1番1号 TEL:027-345-8822(9:00-18:00 1/1休み)

貸金業者登録 関東財務局長(1)第01513号

 日本貸金業協会会員 第005967号

ホームページ <https://yamada-finance.co.jp>

返済等のご相談は日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
TEL:0570-051-051(受付時間9:00~17:30 休:土、日、祝日、年末年始)

ヤマダフラット35 商品概要

ご利用頂ける方	<ul style="list-style-type: none"> ●お申し込み時の年齢が70歳未満の方 ●安定した収入がある方 ●日本国籍の方、もしくは永住許可等を受けている外国人の方 ●この住宅ローンとその他のお借入金(申込中のお借入金を含む)を合計したすべてのお借入金の年間返済額の年収に占める割合が、右記の基準を満たしている方 	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
年収	400万円未満	400万円以上						
基準	30%以下	35%以下						
お使いみち	●お申込ご本人またはご親族がお住まいになるための住宅の建設、購入、またはその借換えの資金。セカンドハウスのお申込みについては、お問合せください。							
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ●100万円以上8,000万円以下 ●建設費または購入価格の90%以内(10%はヤマダフラットPLUSのお申込みも可能です。) 							
ご融資期間	次のいずれか短い期間 <ul style="list-style-type: none"> ●15年以上35年以内(1年単位)(ただし、お申込みご本人の年齢が60歳以上の場合、10年以上となります。) ●返済時の年齢が80歳となるまでの年数 ●支払回数:180回~420回 							
ご融資金利	【全期間固定金利】 <ul style="list-style-type: none"> ●お借入金利は、お申込時の金利ではなく、資金お受け取り時の金利が適用されますのでご注意ください。(参考)平成29年4月 ●融資率90%以内の場合 期間21年以上35年以内:実質年率1.120%~1.670% ●期間20年以下:実質年率1.010%~1.560% ●現在の金利は、当社ホームページをご覧ください。 https://yamada-finance.co.jp 							
延滞損害金	年率14.500%							
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済毎月払い、又は元金均等返済毎月払い ●6か月毎のボーナス払いも併用できます。(但し、ご融資金額の40%以内) ●ご返済金の口座振替日は毎月5日で、約定日(毎月14日)に住宅金融支援機構に返済されます。 ●繰上返済は、100万円以上から可能です。繰上返済される場合、当社に対し1ヵ月以上前に事前の申し込みが必要となります。また、繰上返済日は、毎月のご返済金の口座振替日となります。なお、住宅金融支援機構の「住・My Note」(す・まい の一と)の会員の場合、繰上返済は、10万円以上から可能となりますので、便利です。 							
担保	ご融資対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。							
連帯保証人	必要ありません。							
団体信用生命保険	原則として住宅金融支援機構の団体信用生命保険にご加入いただけます。							
火災保険	「ヤマダフラット35」の借入期間中は、ご融資対象となる住宅に対し、火災保険に加入することが条件となります。							
事務手数料	融資金額×1.1%+消費税							
収入印紙代	金銭消費貸借契約書に貼付する収入印紙代は、お客様のご負担となります。							
保証料	必要ありません。							
繰上返済手数料	必要ありません。							
融資実行日	<ul style="list-style-type: none"> ●当社及び住宅金融支援機構の手続・審査終了後になります。 ●融資実行可能日は、原則として毎月第1、第2営業日及び14日を除く銀行営業日となります。 ●具体的には、当社ホームページをご覧ください。 							

ヤマダフラットPLUS 商品概要

ご利用頂ける方	<ul style="list-style-type: none"> ●ヤマダフラット35をお申し込みいただいた方で、住宅金融支援機構の買取仮承認を取得された方 ●住宅金融支援機構の住宅融資保険のご利用が可能な方 	
お使いみち	ご本人が所有し、ご本人またはご親族が居住することを目的とした <ul style="list-style-type: none"> ●新築住宅の建設・購入資金 ●中古住宅の購入資金 ●セカンドハウスの建設・購入資金 <対象外となる案件> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅のリフォームなど・住宅金融支援機構融資または機構財形住宅融資との併用・保留地・無担保(土地および建物に抵当権設定ができない案件) 	
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅の建設費(土地取得費がある場合にはその費用を含む)または住宅購入価格の10%以内 ●10万円以上 800万円以内(1万円単位) ●併せて融資するフラット35の融資金額との合計が8,000万円以内となる金額 ●併せて融資するフラット35の融資金額との合計が住宅の建設費または購入価格の100%以内 ※フラット35の融資金額が90%未満の場合はご利用いただけません 	
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ●10年以上 35年以内かつ最終返済時年齢満80歳未満となる年数(1年単位) ●支払回数 120回~420回 	
ご融資金利	実行時の長期プライムレート(みずほ銀行)+2.0%(年率) お申し込みの受付時ではなく、資金のお受け取り時の金利が適用されます ※(参考)平成29年4月:年2.950%(実質年率:3.531%)	
延滞損害金	年率14.500%	
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済毎月払い ●6か月毎のボーナス払いも併用できます。(但し、ご融資金額の40%以内) ●返済日は毎月5日になります。 ●繰上返済は、30万円以上から可能です。繰上返済される場合、当社に対し1ヵ月以上前に事前の申し込みが必要となります。また、繰上返済日は、毎月のご返済日となります。 	
担保	ご融資対象となる住宅及びその敷地に、当社を抵当権者とする第2順位の抵当権を設定していただきます。	
連帯保証人	必要ありません。	
団体信用生命保険	原則として団体信用生命保険にご加入いただけます。	
火災保険	「ヤマダフラットPLUS」の借入期間中は、ご融資対象となる住宅に対し、火災保険に加入することが条件となります。	
事務手数料	融資金額×2.0%+消費税	
収入印紙代	金銭消費貸借契約書に貼付する収入印紙代は、お客様のご負担となります。	
保証料	必要ありません。	
繰上返済手数料	30,000円+消費税	